

事務連絡

令和4年7月27日

都内高齢者施設・介護事業所等管理者 殿

東京都福祉保健局

新型コロナウイルスワクチン担当部長

高齢社会対策部長

新型コロナウイルスワクチン接種の4回目接種対象者の拡大について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にかかる業務に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

先日、第33回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会での審議を経て、厚生労働大臣通知が一部改正され、18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に対する新型コロナウイルスワクチン4回目接種の実施が可能となりました。

については、速やかに接種を進めてくださるようお願い申し上げます。

記

1 対象拡大の範囲について

今般の通知改正により、4回目接種の対象者として、18歳以上60歳未満の「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」が規定されました。

具体的には、重症化リスクが高い多くの方々に対してサービスを提供する医療機関や高齢者施設・障害者施設等の従事者が4回目接種の対象となります。

なお、入所施設だけでなく、通所系や訪問系の事業所の従事者も対象になります。詳細は別添「医療従事者・高齢者施設の従事者の範囲」をご参照ください。

2 4回目接種の接種券について

接種券の発行は、接種を受けられる方の住民票所在地の区市町村が行います。4回目接種においては、18歳以上60歳未満の方への接種券の発行を申込制

とするなど、区市町村により対応が異なっています。対象施設の従事者が接種を希望される場合は、御自身の住民票所在地の区市町村での接種券発行方法を御確認の上、必要な手続きをとっていただきますようお願いいたします。

3 接種場所について

接種を受けられる方のお住まいの自治体の接種会場・接種施設のほか、都の大規模接種会場でも接種を受けられます。

都の大規模接種会場（都庁展望室・行幸地下・立川南）では、予約なし接種を実施しているほか、接種当日に接種券がお手元がない場合でも、本人確認書類と3回目の接種日を確認できる書類（接種済み証等）をお持ちいただければ、4回目接種を受けられます。接種当日に接種券がない場合は、会場でお渡しする封筒を用い、後日ご郵送いただく必要がございます。

各自治体の接種会場でも、一部の会場では、接種券を受領される前に接種を受けていただくことが可能な場合があります。接種を希望される際には、是非これらの会場の利用も御検討ください。

4 その他

今後、進捗について調査させて頂く場合には、別途ご協力をお願い致します。

<参考>

○厚生労働省通知「新型コロナワクチンの4回目接種の対象拡大について」
(令和4年7月22日付事務連絡)

○東京都新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト



○（報道発表）都の大規模接種会場における医療従事者等への4回目接種の実施について



(問合せ先) 東京都福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課
新型コロナウイルスワクチン担当
電話 03 (5320) 4302